



「豊明市コミュニティバス」運行事業
公募型プロポーザル
実施要領

2024年10月



豊明市

1 目 的

この要領は、豊明市コミュニティバス運行事業者の選定にあたり、市民の利便性の確保及び安全かつ効率的に運行できる事業者を、優れた企画等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 運行業務

- (1) 事業名 豊明市コミュニティバス運行事業
- (2) 事業内容 豊明市コミュニティバス運行事業仕様書（以下「事業仕様書」という。）のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から2028年3月31日まで
(運行期間：2025年4月1日から2028年3月31日まで 3年間)

※本業務は覚書を締結し、運行協定書に基づき運行を行う。

- (4) 事業上限額 280,040,000円／3年間（消費税及び地方消費税を含む）
※上記金額は、P4(2)運行経費見積書で提案する運行経費の金額であり、運賃等の収入は含まない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 愛知県内に営業所（運行管理者及び整備管理者が常駐する）を有し、事故や故障等により代車が必要な場合において30分以内に準備ができること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183条）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者であること。又は、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる者であること。
- (3) 過去に本事業と同種又は類似の事業を受託した実績があること。
- (4) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとし、運行経費に含めない。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第167条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (6) 租税に滞納がないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領配布	2024年10月4日（金）から2024年10月31日（木）まで
質問受付	2024年10月21日（月）午後5時まで
質問回答	2024年10月25日（金）予定
応募関係書類の提出	2024年10月31日（木）午後5時まで
参加資格結果及びプレゼンテーションの通知 ※Eメール	2024年11月8日（金）
審査会の開催	2024年11月21日（木）
審査結果の公表	2024年11月下旬
契約及び協定締結	2024年12月以降

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 2024年10月4日（金）から2024年10月31日（木）まで
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 配布方法 市ホームページ又は企画政策課窓口（開庁日に限る。）にて直接配布

6 実施要領等に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式第4号）により提出すること。

- (1) 受付期限 2024年10月21日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（kikaku@city.toyoake.lg.jp）
- (3) 回答日 2024年10月25日（金）予定
- (4) 回答方法 電子メールで個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を豊明市ホームページに掲載する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

7 応募関係書類の提出について

プロポーザルの参加者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加希望者は、以下の書類について提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 企画提案書 8部
- ③ 財務諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書） 1部
- ④ 登記簿謄本（現在事項証明書、3か月以内に発行されたもの、写しで可） 1部
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない証明書（写しで可） 1部
- ⑥ 運行経費見積書 1部

(2) 提出期間

2024年10月4日（金）から10月31日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

提出窓口に直接持参すること。郵送は不可とする。

（開庁時間 土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(4) 提出場所

豊明市行政経営部企画政策課 （〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1）

8 企画提案書等作成要領

参加希望者は、「企画提案書の提出について」（様式第2号）を表紙とし、仕様書に基づいた運行を前提に提案書を作成すること。

なお、提案書には、次のⅠ～Ⅶまでのことをわかりやすく簡潔に記載すること。

Ⅰ 会社概要等

- ・会社概要：名称、所在地、本事業の担当営業所、営業所の業務別従事者数、資本金
- ・車両保有台数：大型、中型、その他
- ・同種・類似の事業実績の履歴：事業名、発注者、請負金額、契約期間、事業の概要等

Ⅱ 事業実施体制

総括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種類事業実績、現在の手持ち業務

Ⅲ 運行の安全性と維持管理

- ・国土交通省による処分状況（過去5年間）
- ・重大事故の発生状況（過去5年間）
- ・運輸安全マネジメントの導入状況
- ・運行管理体制の状況
- ・車両整備・点検の体制
- ・車内外の清掃及び新型コロナウイルス対策
- ・営業所と車庫との距離
- ・適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
- ・休憩所等施設の設置状況

Ⅳ 利用促進

- ・行政との連携により実施するもの
- ・提案者が独自で実施するもの（以下、例）

- (a) コミュニティバスの情報発信
- (b) 外国人に対する利用促進
- (c) 市民サービスの向上につながるもの
- (d) 運行効率向上や路線再編検討のための利用者データ（属性・ODデータ等）の提供
- (e) 経費削減につながるもの
- (f) その他
 - ・その他利用者増加、利便性向上に関するもの

V 環境への配慮

VI 緊急時の対応

- ・事故等の処理体制
- ・事故等の損害賠償
- ・災害発生時等緊急時の対応
- ・車両故障時の車両準備対応

VII 工程計画

- ・運行開始までの工程計画

(2) 運行経費見積書（様式第3号）

運行経費見積書は3年間の総額を記載し、積算内訳をそれぞれ年度別で添付して提出すること。なお、運行経費見積額は次に掲げるものとする。

ア 運行経費内訳

- (ア) 運転士人件費
- (イ) 事務人件費
- (ウ) 燃料油脂料
- (エ) 車両修繕費
- (オ) 車両減価償却費
- (カ) 自動車税（自動車税、自動車重量税）
- (キ) 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- (ク) その他業務に必要な経費（※）

※その他業務には、車両清掃や事業期間中の運行に係る備品の保管・管理、乗降客の安全確保に関する運転士への教育費等、運行に必要な業務を含むものとする。

イ 消費税

消費税率を10%として計算すること。

ウ 作成上の注意事項

- (ア) 人件費や燃料費等、今後の価格上昇を十分考慮の上、事業上限額の範囲内において運行経費見積書を作成すること。
- (イ) 提案金額は、特段の事情がない限り変更は認めないため注意すること。ただし、特段の事情があると認められる場合については、この限りでない。

9 審査

(1) 審査方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「豊明市コミュニティバス運行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」において審査する。なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(2) プレゼンテーション

①日時等

2024年11月21日（木）に豊明市役所にて審査会に対し、企画提案書に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、2024年11月8日（金）の参加資格結果通知と併せて通知する。

②説明要領

（ア）参加できる人数は3名以内とする。

（イ）1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

- ・プレゼンテーション：20分以内
- ・質疑応答：30分程度

（ウ）説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、市で用意する機材は、スクリーン、プロジェクターとする。その他パソコン等の必要な機器については参加者で当日用意すること。

(3) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定し、次に得点が高かった者を第2位の契約候補者として選定する。なお、第1位の契約候補者と協議が成立しないとき又は協議において提案の実現可能性が低いと判断した場合は、第2位の契約候補者と協議を行う。合計得点の最も高い事業者が2人以上いるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先に通知するほか、契約候補者決定については市のホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

10 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査会の委員や関係者に対して、個別に働きかけをした場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為等があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「辞退届（任意様式）」

提出場所：豊明市行政経営部企画政策課（〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1）

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) 申請書類は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号）の対象となる。

(9) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、市より問い合わせを行う場合がある。

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と豊明市が協議して定めるものとする。

1 2 問い合わせ先

豊明市行政経営部 企画政策課 赤坂、早川

住 所：〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

電 話：0562-92-8318

メール：kikaku@city.toyoake.lg.jp